



許可番号 03865028664

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1
氏 名 株式会社パブリック
代表取締役 三野 輝男

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許 可 の 年 月 日

平成29年 3月30日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 6年 3月29日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え又は保管行為を含む。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃 油(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むことにより有害なものに限る。)

廃 酸(水素イオン濃度指数2. 0以下のもの及び水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むことにより有害なものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12. 5以上のもの及び水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むことにより有害なものに限る。)

汚 泥(水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むことにより有害なものに限る。)

ば い じ ん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

燃 え 裸(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

鉱 さ い(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

廃 石 縫 等

感染性産業廃棄物

廃 水 銀 等

以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(裏面へ続く)

COPY

(裏 面)

(所在地) 愛媛県四国中央市寒川町字西浜 2597 番地

(面積) ①14.3 m²、 ②3.6 m²、 ③3.24 m²

(積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類)

①廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、ばいじん、燃え殻

②廃油、汚泥

③感染性産業廃棄物

(積替え保管のための保管上限)

①18.72 m³、 ②1.6 m³、 ③5.76 m³

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 訸可の更新又は変更の状況

○当 初 許 可	平成 7年 3月30日
○更 新 許 可	平成 12年 3月30日
○更 新 許 可	平成 17年 3月30日
○更 新 訸 可	平成 22年 3月30日
○優良基準適合確認	平成 26年 10月20日
○変 更 届 出 (鉛さい 以上1種類の廃止)	平成 28年 9月 6日
○変 更 訸 可 (積替え保管場所3か所の追加)	平成 28年 10月 31日
○変 更 計 可 (鉛さい 以上1種類の追加)	平成 28年 11月 22日
○変 更 届 出	平成 29年 1月 30日
(廃油 (ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン)、廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錫化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錫化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錫化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物) の廃止)	
○更 新 計 可 (優良基準適合認定)	平成 29年 3月30日
○変 更 届 出 (積替え保管場所①の保管面積の変更)	平成 29年 7月 18日
○変 更 届 出	令和 4年 3月 9日
(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物 以上2種類の廃止)	
○変 更 計 可	令和 4年 3月 17日
(廃酸、廃アルカリ、汚泥に水銀又はその化合物を含むことにより有害なものを追加及び廃水銀等 以上1種類の追加並びに保管する廃棄物の種類の追加)	

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 · 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 · 無

COPY